

一般社団法人日本ロボット学会 コンプライアンス委員会規程

2014年2月26日理事会制定

(設置)

第1条 本会定款第42条によりコンプライアンス委員会を置く。

(目的および業務)

第2条 コンプライアンス委員会(以下、委員会という)は、一般社団法人日本ロボット学会(以下、本会という)のコンプライアンス管理に係る下記の業務を遂行する。

- 1) 本会の著作物の著作権の管理
- 2) 本会に所属する会員の産業財産権(工業所有権)に関する問題の処理
- 3) 本会の各種機密保持の管理
- 4) 本会の運営における財務・経理・人事を含む遵法管理
- 5) 本会に所属する会員及び本会の事務局職員につき刑法及び民法を含む違法問題が発生した場合の対応・懲罰処理の施行
- 6) 本会に所属する会員の研究開発行為に関する倫理綱領の策定及び倫理上の諸問題の処理
- 7) その他、本会外との関係において発生した諸問題の処理

(委員長)

第3条 委員会に委員長1名をおく。委員長は本会定款第42条により、理事会の決議を経て理事の中から会長が委嘱する。委員長の任期は2年とする。

(委員)

第4条 委員は、会員の中から委員長が推薦し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。委員会に幹事若干名をおくことができる。幹事は委員長が委員の中から選び委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(召集)

第6条 委員会は委員長が召集する。

(報告)

第7条 委員長は委員会に関わる活動報告を理事会に提出し、承認を得なければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、庶務理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. この規程は2014年2月26日より実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会コンプライアンス委員会規程」の正文であることを確認する。

2014年2月26日

署名

印